

## 第13章 公害等の苦情及び紛争の処理

### 第1節 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和56年度に取り扱った公害に関する苦情件数は8,029件であり、このうち新規に直接受理した件数は5,614件で、前年度に比して238件（4.1%）の減少となっている（表3-13-1）。

表3-13-1 公害に関する苦情の取扱件数

区 分 年 度	合 計	苦 情 の 受 理 件 数					前年度から の繰越件数
		新 規 直接受理	他 機 関 からの 移 送				
			計	市 町 村 他 府 県	警 察	国 の 機 関	
昭56	8,029	5,614	14	10	4	—	2,401
55	8,322	5,852	15	10	5	—	2,455

#### 第1 苦情の発生状況

##### 1 公害の種類別苦情件数

昭和56年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型7公害に関する苦情が5,044件で全体の89.8%を占めており、このうち騒音に関するものが2,196件で最も多く全体の39.1%を占め、次いで大気汚染1,463件（26.0%）、悪臭645件（11.5%）、水質汚濁405件（7.2%）、振動325件（5.8%）となっている（図3-13-1及び表3-13-2）。

図3-13-1 公害の種類別苦情件数の推移

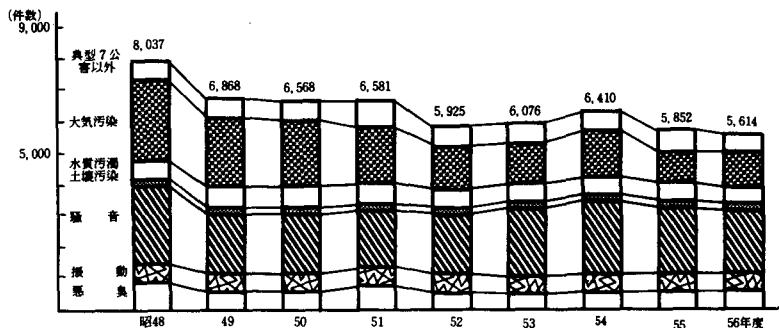


表3-13-2 公害の種類別苦情件数

公害の種類		年度	昭56		55	
		件数	件数	構成比	件数	構成比
典型7公害	大気汚染		1,463	26.0%	1,433	24.5%
	水質汚濁		405	7.2	364	6.2
	土壌汚染		7	0.1	10	0.2
	騒音		2,196	39.1	2,438	41.6
	振動		325	5.8	390	6.7
	地盤沈下		3	0.1	1	0.0
	悪臭		645	11.5	537	9.2
	計		5,044	89.8	5,173	88.4
典型7公害以外のもの	日照妨害		10	0.2	6	0.1
	電波障害		27	0.5	34	0.6
	廃棄物		129	2.3	116	2.0
	その他		404	7.2	523	8.9
	計		570	10.2	679	11.6
合計			5,614	100.0	5,852	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した(以下表3-13-7について同じ)。

## 2 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」とでは「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が798件で最も多く、全体の15.8%を占め、次いで繊維・衣服製造業191件(3.8%)、石油・化学製品製造業138件(2.7%)、食料品製造業136件(2.7%)となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、商店・飲食店が811件で最も多く、全体の16.1%を占め、これに土木・建築工事608件(12.1%)、交通機関177件(3.5%)が続いている(表3-13-3)。

表 3-13-3 発生源の業種別苦情件数

年度 公害の種類 発生源の業種		昭 56							55			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比	件数	構成比
生 産 工 場	食 料 品	26	25	—	47	1	—	37	136	2.7%	145	2.9%
	織 維 ・ 衣 服	57	22	—	64	21	—	27	191	3.8	219	4.2
	木材・家具・木製品	76	3	—	45	1	—	6	131	2.6	154	3.0
	パルプ・紙製品	6	6	—	13	4	—	2	31	0.6	38	0.7
	石油・化学製品	55	17	—	27	—	—	39	138	2.7	170	3.3
	ゴム・皮革製品	11	5	—	12	4	—	12	44	0.9	24	0.5
	窯業・土石製品	31	15	1	20	3	—	3	73	1.4	68	1.3
	鉄鋼・非鉄金属製品	252	35	2	350	95	—	64	798	15.8	855	16.5
	機 械 ・ 器 具	41	11	—	49	9	—	17	127	2.5	192	3.7
	そ の 他	76	11	—	123	11	—	45	266	5.3	277	5.3
計	631	150	3	750	149	—	252	1,935	38.3	2,142	41.4	
生 産 工 場 以 外 の も の	修 理 工 場	47	13	—	26	3	—	13	102	2.0	103	2.0
	土木・建築工事	216	6	—	280	88	—	18	608	12.1	596	11.5
	交 通 機 関	15	4	—	102	54	—	2	177	3.5	146	2.8
	牧畜・養豚・養鶏場	4	23	—	3	—	—	45	75	1.5	45	0.9
	下水・清掃事業	15	12	1	8	1	—	38	75	1.5	45	0.9
	娯楽遊興施設 スポーツ	5	4	—	24	—	—	4	37	0.7	26	0.5
	一 般 家 庭	14	25	—	56	—	—	35	130	2.6	115	2.2
	鉱 業	2	—	—	—	—	—	—	2	0.0	1	0.0
	商店・飲食店	83	16	—	664	3	—	45	811	16.1	889	17.2
	事 務 所	15	2	—	18	—	—	8	43	0.9	59	1.2
そ の 他	378	66	2	259	22	2	139	868	17.2	818	15.8	
不 明	38	84	1	6	5	1	46	181	3.6	188	3.6	
計	832	255	4	1,446	176	3	393	3,109	61.7	3,031	58.6	
合 計	1,463	405	7	2,196	325	3	645	5,044	100.0	5,173	100.0	

### 3 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,630件と最も多く、全体の32.3%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,677件と全体の半数以上(53.1%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,462件(29.0%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が629件(12.5%)となっている(表3-13-4)。

表3-13-4 被害の地域別苦情件数

被害地域の特性		年度		昭 56								55	
		公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
										件数	構成比	件数	構成比
都市計 画法に よる 都市 計 画 区 域	第1種住居専用地域	29	15	—	80	16	1	25	166	3.3	157	3.0	
	第2種住居専用地域	222	82	1	442	32	—	102	881	17.5	869	16.8	
	住居地域	450	98	5	773	105	2	197	1,630	32.3	1,823	35.3	
	小 計	701	195	6	1,295	153	3	324	2,677	53.1	2,849	55.1	
	近隣商業地域	44	8	—	144	13	—	28	237	4.7	194	3.8	
	商業地域	93	7	—	194	33	—	65	392	7.8	409	7.9	
	小 計	137	15	—	338	46	—	93	629	12.5	603	11.7	
	準工業地域	386	94	—	400	84	—	136	1,100	21.8	1,122	21.7	
	工業地・域	111	19	—	88	31	—	36	285	5.7	253	4.9	
	工業専用地域	45	7	—	14	2	—	9	77	1.5	84	1.6	
小 計	542	120	—	502	117	—	181	1,462	29.0	1,459	28.2		
そ の 他	75	65	1	55	9	—	43	248	4.9	229	4.4		
計	1,455	395	7	2,190	325	3	641	5,016	99.5	5,140	99.4		
都市計画区域以外の区域	8	10	—	6	—	—	4	28	0.5	33	0.6		
合 計	1,463	405	7	2,196	325	3	645	5,044	100.0	5,173	100.0		

### 4 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が3,724件で最も多く、全体の73.8%を占め、次いで健康に対する被害726件(14.4%)、財産に対する被害440件(8.7%)となっている(表3-13-5)。

表 3-13-5 被害の種類別苦情件数

被害の種類		年度		昭 56							55			
		公害の種類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計	
		件数	構成比								件数	構成比		
健康		213	9	—	387	31	—	86	726	14.4	735	14.2		
財産		303	31	3	38	57	2	6	440	8.7	430	8.3		
動物・植物		18	68	3	—	—	—	1	90	1.8	98	1.9		
感覚的・心理的		919	276	1	1,746	231	1	550	3,724	73.8	3,840	74.3		
その他		10	21	—	25	6	—	2	64	1.3	70	1.3		
合計	件数	1,463	405	7	2,196	325	3	645	5,044	—	5,173	—		
	構成比	29.0	8.0	0.2	43.5	6.4	0.1	12.8	—	100.0	—	100.0		

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

## 第 2 苦情の処理状況

昭56年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したものは5,852件で、取扱件数8,029件の72.9%を占め、前年度に比して5.6パーセントの増加となっている（表3-13-6）。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,208件と最も多く、全体の20.6%を占め、次いで作業の停廃止、行為の中止636件（10.9%）、生産工程・作業方法の改善528件（9.0%）、原因物質の除去等496件（8.6%）となっている（表3-13-7）。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表3-13-8及び表3-13-9のとおりであり、農業関係の苦情の処理状況は表3-13-10のとおりである。

表 3-13-6 苦情処理件数

年度	合計	処 理 件 数						その他 翌年度へ 繰越等
		解決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市 他	町 府	村 県	警 察	
昭56	8,029	5,852	223	53	47	22	101	1,954
55	8,322	5,599	249	46	69	23	111	2,474

表 3-13-7 処理内容別苦情処理件数

処理内容	典 型 7 公 害								典 型 7 公 害 以 外 の 情 況	合 計	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		件数	構成比
工場等移転	35	1	—	41	7	—	5	89	2	91	1.5%
機械施設の移転	16	1	—	46	11	—	9	83	1	84	1.4
機械施設の改善	114	22	2	186	23	—	54	401	7	408	7.0
故障の修理復旧	50	29	1	34	5	—	21	140	2	142	2.4
生産工程・作業方法の改善	216	32	—	178	27	—	63	516	12	528	9.0
作業時間の変更	10	2	—	146	10	—	2	170	—	170	2.9
作業停止・廃止行為の中止	371	19	—	137	19	—	50	596	40	636	10.9
原因物質の除去等	74	67	2	22	3	—	50	218	278	496	8.6
被害者の建物等への防 止 策	1	—	—	6	1	—	2	10	1	11	0.2
府・市町村の措置又は説明に納得	237	99	—	524	107	1	166	1,134	74	1,208	20.6
防除機械・施設の新設	133	17	1	209	36	—	55	451	14	465	7.9
その他	333	77	3	821	119	—	175	1,528	85	1,613	27.6
合 計	1,590	366	9	2,350	368	1	652	5,336	516	5,852	100.0

(注) 前年度からの繰越分を含む。

表 3-13-8 府警察機関における公害関係苦情処理状況 (昭和56年)

区 分	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	悪 臭	廃 棄 物 等	合 計
処 理	説 諭 等	10	3	2	891	0	4	36	946
	行政引継ぎ (通 報)	3	5	0	17	2	10	40	77
合 計		13	8	2	908	2	14	76	1,023

(注) 1 交通公害を除く。

2 「説諭等」とは警察において「話し合い」、「警告」及び「検挙」により解決したものをいう。

表 3-13-9 公害関係事犯検挙状況 (昭和56年)

公害の種類	水質汚濁	廃 棄 物 等	合 計
検 挙 件 数	11	105	116

表3-13-10 農業関係の苦情処理状況（昭和56年度）

公害の種類	発生原因	受理年月	被害対象	被害場所	被害状況(苦情内容)	措置
水質汚濁	一般廃棄物からの浸出水	昭 56. 9. 10	水 稲	枚方市 小倉東町	水稲枯死 及び生育 障害	現地調査、土壌分析及び植物体分析の結果、水稲被害の原因は廃棄した物から溶出したリチウムによるものが主因と推定した。 リチウムを含む湧水が水田に流入しないよう措置することを指導した。 完了。(昭56. 12. 15回答) 昭和55年度から継続調査
大気汚染	工場からの排出ガス	昭 56. 10. 6	水 稲	摂津市 鳥飼上	水稲の葉 の褐変	現地調査の結果、原因物質は特定できなかった。(昭57. 3. 25回答) 継続観察調査。
	工場からの排出ガス	昭 56. 10. 8	水 稲	泉南市 信達牧野	水稲の生 育障害	現地調査の結果、原因物質は特定できなかった。 対象工場施設改善。完了。 (昭56. 12. 26回答)

## 第2節 公害紛争の処理

### 第1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国においては公害等調整委員会、都道府県においては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手續により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

### 第2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和56年度末までの公害紛争に係る調停等の受理件数は45件、終結件数は32件である。このうち昭和56年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し10件、新規受理4件の合計14件でこれらについて紛争の調停の手續を進めてきた結果、1件が終結した（表3-13-11及び表3-13-12）。

表 3-13-11 公害紛争の取扱状況

(昭和57年3月31日現在)

年 度	件 数	受 理 件 数	終 結 件 数	翌年度への繰越件数
昭 45 ~ 51		22	12	10
52		5	2	13
53		6	6	13
54		6	5	14
55		2	6	10
56		4	1	13
合 計		45	32	—



表 3-13-12 公害紛争の処理（終結）概要（昭和56年度）

事件の表示及び担当委員の氏名	申請区分	申請等年月日	手続開催回数
<p>昭和55年（調）第2号（桃ヶ池騒音）事件</p> <p>〔大阪市阿倍野区における鉄材加工所から発生する騒音による被害に対する騒音防止対策〕の請求</p> <p>調停委員 田中良太郎 ㊟ 喜田村正次 蝶野喜代松</p>	調停	<p>申請 昭55. 3. 7</p> <p>受付 55. 3. 7</p> <p>受理 55. 3. 28</p> <p>終結 56. 7. 23</p>	<p>昭和54年度 1回</p> <p>55年度 11回</p> <p>56年度 4回</p> <p>合計 16回</p>

申 請 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>相手方は、作業場における建築資材の加工に伴う騒音を外に出さないような設備をせよ。</p>	<p>調停成立</p> <p>本件紛争地域が第2種住居専用地域内にあることに鑑み、相手方は将来において作業場を移転することを前提として、その間については申請人に被害が及ばないよう、作業日時を考慮するとともに、引き続き公害防止に最善の努力をすることにより調停が成立した。</p>